

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成26年3月14日

盛岡広域振興局長 杉原永康

## 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) B. H. Y a h a b a T o w n 紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割20番地1  
ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
  - ア 株式会社ベルプラス
  - イ 大和情報サービス株式会社
  - ウ 日本調剤株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア 株式会社セリア
  - イ 株式会社ベルプラス
  - ウ 株式会社薬王堂
  - エ 日本調剤株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年10月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,008平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 348台
  - イ 出入口 4か所
- (7) 駐輪場の収容台数 116台
- (8) 荷さばき施設の面積 297平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 57立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 株式会社セリア
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
  - イ 株式会社ベルプラス
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
  - ウ 株式会社薬王堂
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
  - エ 日本調剤株式会社
    - (ア) 開店時刻 午前0時
    - (イ) 閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成26年2月26日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場